

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部総務課（毎週火・金曜日発行）

目 次

企業庁管理規程

○愛知県企業庁組織規程の一部を改正する規程	第11号	(総務課)	612
○愛知県企業庁事務決裁規程の一部を改正する規程	第12号	(同)	612
○愛知県企業庁職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程	第13号	(同)	612
○愛知県企業庁行政文書管理規程の一部を改正する規程	第14号	(同)	613

告 示

○地方公営企業法に基づく指定職員の一部改正	第476号	(人事課)	613
○児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定	第477号	(障害福祉課)	613
○児童福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の所在地変更	第478号	(同)	613
○児童福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の廃止	第479号	(同)	614
○身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定	第480号	(同)	614
○身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の名称及び所在地変更	第481号	(同)	614
○身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の廃止	第482号	(同)	614
○身体障害者福祉法による指定身体障害者療護施設の指定	第483号	(同)	615
○知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定	第484号	(同)	615
○知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の所在地変更	第485号	(同)	615
○知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の廃止	第486号	(同)	615
○土地収用法による事業認定 (愛知県厚生農業協同組合連合会加茂病院及び加茂看護専門学校移転新築事業)	第487号	(用地課)	615
○道路の区域の変更	第488号	(道路維持課)	616
○道路の供用の開始	第489号	(同)	617
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	第490号	(同)	617
○特定都市河川及び特定都市河川流域の指定	第491号	(河川課)	617
○特定都市河川浸水被害対策法施行令第8条第2項の基準降雨	第492号	(同)	617

公安委員会告示

○運転免許取得者教育の認定の取消し	第1号	(運転免許課)	618
-------------------	-----	---------	-----

選挙管理委員会告示

○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体	第25号	(選挙管理委員会事務局)	619
---------------------------------	------	--------------	-----

公 告

○愛知県議会議事堂で使用する電気等に関する一般競争入札の実施		(財産管理課)	622
--------------------------------	--	---------	-----

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
県道	名古屋岡崎線	旧	日進市赤池町モチロ61番115地先及び同箇の手114番1地先から愛知郡東郷町大字春木字音貝94番地先まで	A 9.0~45.0m B 16.0~33.0m	1.903km 1.260km
		新	日進市赤池町モチロ61番115地先から愛知郡東郷町大字春木字音貝94番地先まで	A 14.0~32.0m B 16.0~44.0m	1.903km 1.913km

備考 A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

愛知県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年5月31日

愛知県知事 神田真秋

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	田畠名古屋線	愛知郡長久手町大字岩作字落合201番地先から同大字長湫字池田68番3地先まで	平成17年5月31日

愛知県告示第490号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定した。

平成17年5月31日

愛知県知事 神田真秋

道路の種類	路線名	区間
県道	蒲郡碧南線	西尾市永楽町四丁目45番地先から同本町37番地先まで

愛知県告示第491号

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第4項の規定に基づき、特定都市河川を次のように指定し、併せて次の図面の赤色枠で囲まれた区域を特定都市河川流域に指定し、平成18年1月1日から施行する。

次の図面は省略し、愛知県建設部河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県一宮建設事務所及び愛知県海部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年5月31日

愛知県知事 神田真秋

新川特定都市河川

河川名	区間	
	上流端	下流端
新川	左岸：名古屋市西区比良三丁目553番地先 右岸：名古屋市北区玄焉町235番地先	新川治水緑地越流堤 新地蔵川合流点
五条川	左岸：小牧市藤島町居屋敷6番の2地先 右岸：岩倉市曾野町東野1番地先	待合橋 新川への合流点
青木川	縁葉川合流点	五条川への合流点
合瀬川	原川合流点	新川への合流点
大山川	西行堂川合流点	新川への合流点
新地蔵川	左岸：春日井市御幸町三丁目100番の2地先 右岸：春日井市道進町一丁目1番の1地先	八田川横過部 新川への合流点

愛知県告示第492号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第8条第2項の規定に基づき、平成17年愛知県告示第491号で告示した新川特定都市河川に係る特定都市河川流域における基準降雨を次のように定め、平成18年1月1日から施行する。

平成17年5月31日

愛知県知事 神田真秋

特定都市河川浸水被害対策法施行令第8条第2項の基準降雨

降雨波形：中央集中型 24時間総雨量 : 204.8mm
生起確率：10年に1度 最大降雨強度（1時間） : 63.0mm/h
最大降雨強度（10分間） : 120.8mm/h